

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 井上
日 時	令和2年5月1日(金曜日)	開 議 閉 議	午前10時30分 午後 5時25分
出席委員	◎山本 ○松山 三上 浅田 木村 福井 木曾 石野		
執行機関 出席者	山内市長公室長、小栗人事課長、竹村ふるさと創生課長、 浦企画管理部長、山本財政課長、田中企画調整課長、佐藤企画調整課企画経営係長 石田総務部長、野々村税務課長、谷口税務課副課長、 片山教育部長、國府教育部次長、伊豆田学校教育課長、谷口社会教育課長		
事務局	井上事務局次長		
傍聴	可	市民 0名 報道関係者 0名	議員 0名

会 議 の 概 要

10 : 30

1 開議

2 事務局日程説明

10 : 33

3 議案審査

(市長公室 入室)

10 : 34 ~

【市長公室】

- (1) 第2号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

市長公室長 あいさつ
各課長 説明

10 : 41

《質疑》

<山本委員長>

第2号議案から質疑をお願いします。

<福井委員>

減額することについては了とするが、減額して何に使うのか。全国の市町村を見てもトップケースになるので、用途を明確にすべきだと思うがどうか。

<人事課長>

今回の臨時会に上げている補正予算に充当する。不足分は、基金で賄うことになっている。特にこの経費にということではないが、今回の補正予算の一般財源に充てるということである。

<福井委員>

新型コロナウイルス感染症対策として、今回の補正予算に使うということを明確にしておいてほしい。

<山本委員長>

他になれば、次に第1号議案について、質疑をお願いします。

<福井委員>

ふるさと小包を送るのは良いことだが、今説明の方式で申し込みがあるのか。市外から亀岡市にいられている京都先端科学大学の学生も、アルバイトもなくなり、授業料が払えなくなっている人もいるが、そういう人たちに対してはどうか。

<ふるさと創生課長>

京都先端科学大学の学生で、市外から来て亀岡市に住んでいる人もたくさんおられるが、今回については、亀岡市出身の人に送るということで提案している。

<福井委員>

この事業に220万円を使うということだが、フェイスブックやLINEで申し込みがあるのか。発信の仕方を考えてほしい。9月まで申し込み期間があるのであれば、亀岡から出て暮らしている学生は、おそらく届めるのではないかと。こちらから送るくらいのことをしなければ、せっかく良いことをしているのに、誰も使わなければ何にもならない。要望としておく。

<三上委員>

対象者は。

<ふるさと創生課長>

大学生等とは、全ての学生ということで、大学院生、専門学校生も含めてである。

<木曾委員>

亀岡市に住所をおいて市外に住んでいる人、また、完全に住所を移している人もある。どちらも対象にするのか。

<ふるさと創生課長>

どちらも対象とする。

<木曾委員>

市外に住所を移している人は、フェイスブックやLINEだけで把握ができるのか。親がSNSに精通していればいいが、難しいのではないかと。今、それに手間暇かけることが本当に大事なのか。それよりも、アルバイトがなくなり、生活に困っている学生に対して援助する方が賢明ではないかと。親に余裕があり、SNSができる人であればいいが、生活保護世帯やひとり親、非課税世帯などを支援する方がわかりやすいのではないかと。手間暇かける割には、利用者が少ないのではないかと。

<市長公室長>

広報手段は、キラリ亀岡おしらせ5月15日号にも掲載する。先日、新聞にも掲載いただいた。できるだけ多くの広報手段で、亀岡におられる保護者にお知らせできるように徹底したい。今やる必要があるかということであるが、たくさんやらなければならないことがあり、これからもまだまだ出てくる。皆さんの意見をお聞きしながら新たな支援策を考えていきたい。

<木曾委員>

既に広報されているのであればやればいいが、各委員からの疑問を率直に考えて、もっとわかりやすい施策を打つ方がいいのではないかと。亀岡に住んでいる大学生で、ふるさとに帰れなくて困っている人もいる。そういう人に対しては、福祉部門の方で借り入れなどに積極的に取り組まれるようだが、連携してやればいいのではないかと。

<市長公室長>

大切なことだと感じている。新しい事業として実施できればと思う。

<山本委員長>

第1弾、第2弾ということで、これからまだ続くと思うので、地方から亀岡に來られて、困っている学生への支援も考えてほしい。

<福井委員>

220万円の予算だが、わざわざ自分から申し込まれるのか疑問だ。

<市長公室長>

亀岡におられる保護者に申し込んでいただく。

<福井委員>

申し込まれるのを待つのではなく、保護者に知らせてはどうか。

<市長公室長>

把握できないので、申請主義としている。

<福井委員>

そうであれば、220万円の根拠がない。言っても仕方がないので、それで結構である。

<三上委員>

学生であれば、年齢制限はないということだが、高校生はどうか。

<ふるさと創生課長>

高校生も対象である。

<木曾委員>

亀岡在住の学生も対象にすることを考えていくと言われたが、親が申請するというのであれば、亀岡に住所がある人の親はできないのではないか。

<市長公室長>

市外から亀岡に來られている学生に対しては、全く別の施策として考えなければいけないと思っている。大学に声をかけて、学生に申請していただく必要があるので、方法が変わってくる。

<木曾委員>

市のホームページがわかりにくい。他市のホームページは、新型コロナウイルス感染症対策をわかりやすく出しているのに、亀岡市は細かい字のところを検索しないとわからない。

<市長公室長>

その意見は他からも聞いており、トップページの緊急情報のところを、本日付けで変更し対処した。他は今後、リニューアルしていく。

<木曾委員>

どの施策も、トップページからすぐに入れるようにしておくことが大事だ。昨日、10万円の特別定額給付金などが国会で成立したが、簡単にそのページが見られるようにしておかないと混乱をおこす。新型コロナウイルス感染症対策をスピーディーに進めるために、市のホームページを検索しやすくするようお願いする。

(質疑終了)

11:02

(市長公室 退室)

(企画管理部 入室)

11:03～

【企画管理部】

(1) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

企画管理部長 あいさつ
財政課長 説明

11:05

《質疑》

＜福井委員＞

今回の補正予算に財政調整基金を充てるということに関連して、京都・亀岡ふるさと力向上基金は2億5千万円残していくということであるが、今年度が終わった時点で残していくということか。京都・亀岡ふるさと力向上基金を使うよりも、財政調整基金を使う方が早いということか。

＜財政課長＞

2億5千万円は、当初予算の予算措置として残している。財政調整基金というのは不測の事態に対応するための基金ということから、今回は財政調整基金からの繰り入れが適切だと判断した。

＜福井委員＞

現状、2億5千万円というのは予算上はあるが、使えるのか。

＜企画管理部長＞

ふるさと力向上寄附金の歳入7億円の予算を組んでいるのは、まだ入ってきていない。まだ入ってきていない分の2億5千万円をおいているだけなので、予算上はあるが今はないということである。

(質疑終了)

(2) 報告第1号 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）

財政課長 説明

《質疑》

なし

11:10

(企画管理部 退室)

(総務部 入室)

11:11～

【総務部】

(1) 報告第2号議案 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

総務部長 あいさつ
税務課長 説明

《質疑》

＜木曾委員＞

税法の改正により、使用者が固定資産税を支払うことになるということだが、亀岡

市で把握している件数、税額は。

<税務課長>

死亡されると、配偶者か子ども、又は兄弟が相続人となるが、誰も相続人がない場合や、相続放棄され相続人不存在の場合もある。亀岡市では27件、税額60万円弱である。

<木曾委員>

未婚のひとり親で、家が探せないなどの事情で親と同居している場合など、同居者がいる場合でもひとり親とみなすのか。同居者の所得も含めて500万円か。

<税務課長>

税法上で扶養にとっていけば控除を受けられる。500万円はひとり親自身の所得であり、同居者の所得は足されない。1人の所得が500万円以下の場合、控除を受けることができる。

<木曾委員>

同居親族の収入も対象になるケースもあるので、ホームページなどでわかりやすく出してほしい。

<税務課長>

毎年、市民税のしおりを作り、改正内容を掲載している。広報に努める。

<木曾委員>

ホームページで、若い人の目にとまるよう工夫してほしい。最近、新型コロナウイルスの関係で、家庭の事情により突発的に離婚され、やむを得ず親元に身を寄せるなど、大変な家庭もあると聞く。ホームページでわかりやすくお知らせすることが、ひとり親への支援になると思う。

<税務課長>

ホームページに掲載し、広く周知を図る。

<三上委員>

所得500万円以下ということであるが、以前はどうであったのか。

<税務課長>

以前は、女性は所得制限なく寡婦控除を受けることができたが、男性は500万円以上の所得があれば寡夫控除を受けることができなかった。今回の改正により、女性も500万円以上の所得があれば、男性と同じように控除の適用から外れることになる。

<三上委員>

女性には所得制限がなかったということだが、それなりの経緯と理由があったのではないか。同一にすることが、本当に平等になるのか。

<税務課長>

これまで、離婚、死別、生死不明の場合で、扶養親族の子を有する女性のみが500万円の所得制限がなかったが、働き方も変わってきており、家庭の中で妻が働いて夫が子育てをする家庭もあるので、不公平をなくすためにこのような処置が取られたと考えている。

<三上委員>

固定資産税について、本来入るべき税金として入ってくるようになるが、いろいろな理由で相続人が決まらず、やむを得ず管理しているなどの事情もあると思う。市民にデメリットとなることも出てくるのか。

<税務課長>

使用者を所有者とみなしてということであるが、全く所有者がおられない場合であ

っても、都会のマンションなどでは電気も毎晩点いていて、誰かが出入りし、住んでいるというケースがある。所有者が外国に転出された場合、住民票の除票は5年間は保存されないの、調べることができなかった。毎日住んでいる人がいるのに、その人から固定資産税が取れないという不公平があった。今回、使用者に通知を送ってから、固定資産課税台帳に登録するということになる。実際に使っている人から固定資産税を徴収することができるようになったので、より公平性が確保できるようになる。これは以前から問題になっていたことである。

<三上委員>

所有者が亡くなって、相続する人がなく、遠い親戚であるが管理しないと仕方がないというケースは関係ないのか。

<税務課長>

所有者が亡くなると、相続により1番の所有者は配偶者になる。次は子どもである。配偶者もなく、子どももどこかに行ってしまうとわからないということで、近くの親戚が固定資産税を払っておられるケースもある。滞納処分をするにあたっては、子どもにしかできないということのはっきりしている。

(質疑終了)

11:30

(総務部 退室)

(教育部 入室)

13:31~

【教育部】

(1) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

教育部長 あいさつ
学校教育課長 説明

11:35

《質疑》

<木曾委員>

就学援助金については了解した。5月末まで休校になるが、それ以降の1学期の間に、これまで休んだ分の授業などをできるのか。夏休みを短くしても厳しいと思う。全ての学校行事をゼロにしても、まだ足りないのではないかと思う。特に小学1年生は、学校というものに馴染みがないまま休んでいる。教育委員会として、指導方法を考えていると思うが、現状はどうか。

<教育部長>

新年度が始まってからも休校措置をとっており、小学1年生は入学式、始業式の2日しか学校に行っていない。4月28日に臨時教育委員会を開催し、そういったことも協議を始めていただいている。ただ、新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立っていないため、現時点ではこのように対応するところまでは至っていない。現時点で考えているのは、夏休み期間の短縮であるが、それだけで概ね2カ月間分を全て取り戻すことは難しいと思っている。学校行事を精選し、これまで行っていた行事の中で、中止せざるを得ない行事も出てくるが、学校と調整しながら取り組む。あわせて、小・中学校では6時間授業が主であるが、7時間授業も取り入れ授業時間の確保に努める。文部科学省からは、複数単元を1つの単元にまとめて実施することも可能であると示されている。そういった工夫で子どもたちに負

担がかり過ぎないような対応について、教育委員会事務局の中でも検討を始めている。学校からも意見を聞き、状況把握に努めている。今後もしっかりと検討を進めていく。

<木曾委員>

中学校の場合は、中間試験はできない状態である。6月に再開した場合、期末試験だけで1学期の成績を決めることになる。中学3年生は、進路の関係も出てくる。小学1年生、6年生、中学3年生がポイントであり、特別なフォローが必要だ。国ではいろいろな議論があるようだが、再開は、京都府教育委員会が判断した段階で、市教委として判断するのか。それとも、市教委が独自に判断して6月1日再開に踏み切るのか。保護者から、休校措置は仕方がないが、いつから始まるのかが不安だという声をよく聞く。

<教育部長>

京都府教育委員会や府内の状況を見極める必要があると考えている。府内でも、感染者の人数には違いがある。その状況も考慮しなければならない。ただ、国の緊急事態宣言も、全国一律に延長されるのではないかという報道もある。そういったことも見極めた上で、対応策を考えていく。

<三上委員>

学力について、特に受験生を持つ親は心配されている。南丹市や京丹波町は、ケーブルテレビを使った授業をされている。そういったものがあるのとないのでは全然違う。先生方は、学習課題を作ったり、届けたりと頑張っておられる。再開時に、より効果的な授業ができるように、教材研究に努めてもらいたい。お金と時間を使い、特定の先生が負担を強いられるような、新たなしくみを作るのはどうかと思うので、無理の無いようにしてほしい。限られた時間で先生方に頑張ってもらわなければならないので、再開後も、校長先生や管理職にはできるだけ学校にいてもらうように、校園長会もテレビ電話のような策を講じてもらうよう要望する。

(質疑終了)

11:45

(教育部 退室)

(休憩)

11:46~11:50

4 討論～採決

《委員間討議》

<三上委員>

ふるさと小包について、反対ではないが、いろいろな意見が出たので委員長報告の中で触れてもらえばどうかと思う。制度自体はあっていいと思うが、本当に困っている人のために3,000円を使ってほしいと思う人もいるだろう。市外に出た対象となる学生を職員が調べるということになる、本当にすべき仕事ができなくなる。周知徹底されないことは問題になるが、利用が少なくても、保護者がその制度を選択されなかったということで仕方がないと思う。皆さんの意見をいただきたい。

<福井委員>

通常の議会に出されれば、意見を言いたい議案であるが、今回は制度としておいておくことを了とするのか迷うところである。今月末が締め切りであれば、制度とし

ておいておくしかないが、9月末締め切りという悠長なことであれば、確実に対象者に届ける方策があるかもしれないと思った。制度として認めて、指摘要望も無しでいいと思う。

<木曾委員>

説明を聞いていても緊張感が感じられないし、どうしてもやらなければならないという使命感もない。制度としておいておいてもいいが、貴重な税金を使い、ましてや基金を繰り入れるので、もっと緊張感を持って取り組むべきではないか。基金を取り崩して、緊急性を持ってやるべきことなのか。違うのではないかという感想だが、ダメだとは言えない。

<三上委員>

お金を使うことに関しては、緊急対策として市民ニーズがあるか、市民の役に立つかというところで本来は判断すべきだ。だからと言って反対とも言えないところがある。亀岡に来て頑張っている人で、困っている人があれば手を差し伸べることの方が大事だという意見ももっともだと思う。

<福井委員>

委員長報告には、この議案の批判ではなく、緊急に学生を助けられるような施策を打つべきだという意見が出たと入れてはどうか。

<木村委員>

ふるさと小包については、亀岡の物を送ったという結果が欲しいだけではないか。なぜお米、カレーなのかと感じる。それよりも、必要なことに使ってくださいと3,000円を振り込む方がいいのではないか。亀岡在住の学生は、学校から情報をもらえばわかるので確実に支援できる。キラリ☆亀岡おしらせは、読まれているのか。ホームページで、すぐにわかるように載せる方がいいと思う。やめろとは言えないが、納得はできない。

<松山副委員長>

自治体は、市民の目に見えるように、ホームページで、わかりやすく、きめ細やかにお知らせすることが本当に大切だと思う。危機感が全く感じられないので、総務文教常任委員会としても強く言うべきだと思う。

<山本委員長>

制度自体はあってもいいし、周知徹底は必要であるが、ここに手間暇をかける必要はないと思うので緊急的な学生支援を考えてほしいということについて、後で皆さんに意見を聞かせていただきたいが、委員長報告に入れたいと思う。

<三上委員>

地方税制について、私の所属政党は国会では反対している。問題点を注視すべきなので、賛成とは言えないということである。未婚のひとり親が控除対象になったことは評価できる。男女平等にすべきと言うが、圧倒的に女性が苦勞してこられ、比率的に女性が多い中で、所得制限がかかるというのもいかなものかと感じた。固定資産税については、震災の時に適用されるみなし課税はあったが、そうでない場合は、行方不明などの場合であっても慎重にすべきということで今までなかったのだと思う。職員の数が減る中で、この条例が乱用されないよう注意しなければならないと思う。

<福井委員>

ひとり親で500万円以上所得がある女性がどれだけいるかを考えると、そこで線を引くしかないのではないか。男性も女性も未婚も適用できるようになったので、それでいいのではないか。

<木曾委員>

男性でも、200万円か300万円の所得の人もある。女性で高額所得の人もある。家族を支えていく一定の金額として、500万円がひとつの基準になったのではない。それは賢明なことだと思う。固定資産税については、使用しているのになぜ税金をとらないのかと、以前から市に指摘されていることも事実である。公平性の観点から、やむを得なかったのではないかと思う。危惧される部分は確かにあるが、それ以上に不公平感の方が大きかったことから税制改正がされたと思う。

<三上委員>

わかった。子育てに係る経費はどんどん上がっているの、男女ともに所得制限を上げるよう主張する方が理にかなっていると思った。

《討論》

なし

《採決》

<山本委員長>

賛成者は挙手願う。

報告第1号議案（令和元年度一般会計補正予算）

挙手全員

承認

報告第2号議案（市税条例の一部改正）

挙手全員

承認

第1号議案（令和2年度一般会計補正予算）

挙手全員

可決

第2号議案（特別職の職員で常勤のものの給与条例の一部改正）

挙手全員

可決

《指摘要望事項》

<木曾委員>

指摘要望ではないが、委員長報告の最後に、新型コロナウイルス感染症予防対策に関して、今、市民が何を望んでおられるのかをしっかりと把握した上で、施策を遅延なく行うことの必要性をコメントしていただきたい。

<山本委員長>

新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、市民が今何を望んでおられるのかをしっかりと把握した上で、施策をスピーディーに行っていくようにということを入れる。

<福井委員>

ニーズに対して的確な施策を実施するようにと入れていただきたい。

<山本委員長>

そのように入れて作成し、後で確認をお願いします。

(休憩)

12:15～13:30

5 委員長報告確認

<山本委員長>

— 委員長報告の朗読 —

<福井委員>

報告第2号で、現に所有している者の申告を制度化するという書き方でいいのか。

<木曾委員>

(1)を引用しているのでそれでいいのではないか。

<石野委員>

寡婦控除は、寡夫をカッコ書きで入れなくてもいいのか。

<山本委員長>

読む時はカフ控除と1つだけだが、文章としてはカッコで夫の方も書く。

<松山副委員長>

P2、帰省が困難な大学生等とあるのは、大学院生、専門学校生を含めての等であるが、高校生も含まれるのに、大学生だけのように受け取れるので、学生等としてはどうか。

<木曾委員>

大学生の後にカッコで、大学院生、専門学校生、高校生も含むと入れた方がわかりやすいのではないか。等と書くと、大学生だけのように見てしまう。

<山本委員長>

学生の後にカッコ書きで、大学生、大学院生、専門学校生、高校生等とし、読む時は学生等とする。

(休憩)

13:40~16:00

6 行政報告

16:00~

【総務部】

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)について (税務課)

(総務部入室)

総務部長 あいさつ

税務課長 説明

16:10

《質疑》

<木曾委員>

固定資産税の軽減措置について、所有者である家主が、家賃が入らないことを理由に申請した場合、適用されるのか。

<税務課長>

自分が工場などを所有している場合であれば、30%以上50%未満利益が減少した場合は、令和3年度からその固定資産税が1/2になる。50%以上減少した場合は、ゼロとなる。家主が工場を貸している場合は、それも事業の1つになるので、家賃が入ってこない場合は、軽減措置を受けることができる。

<木曾委員>

この文章からは、家主が軽減措置の対象になるということがわかりにくい。もう少しわかりやすく書いてほしい。

<税務課長>

徴収の猶予制度の特例については、早急に取り掛からなければならないということ

で、国からQ&Aがようやく届き始めた。固定資産税は、来年1月までに申請を受ければよいということになっているので、措置内容の詳細については、今後、国から送られてくる。市民に広報する時には、Q&Aを添えたい。

<木曾委員>

その他の住宅ローン控除についても、今後、国から詳細が送られてきてから、詳しい内容を示してもらえるとということか。

<税務課長>

まだ細かいことまではわからないが、これは平成31年度の税制改正で改正し、6月議会で報告させていただいたものである。現在は、平成31年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供したものが対象であったが、令和3年12月31日までに入居したものについても、13年間の控除の適用を受けられることとなった。新しく家を建てても、中国から物が届かず、引き渡しが大変遅れているようだ。令和2年12月31日までに入居した者ということで決まっていたが、1年間延長されたということである。対象条件の詳細は、今後、国から送られてくる。

<木曾委員>

新型コロナウイルスの影響で入居が遅れている関係で、1年間延長になったということか。

<税務課長>

入居については3年間であるが、令和2年9月末までに契約が行われていなければならぬなど、細かい決まりがある。それは、今後、国から通知される。

<木曾委員>

3年間になるということは、長期になる。あわせて13年間控除されるので、対象も増えてくる。慎重に取り扱う必要があると思うが、影響額はどうか。

<税務課長>

入居は令和3年12月31日までに延長されたが、いつまでに契約しなければならないという細かい決まりがある。10年間から13年間に延長されたが、3年間については消費税増税に伴う措置であり、2%分について3年間控除が受けられる。影響額については、今後の数は読めないが、現在、特例を受けておられるのは、平成30年中に建った新築住宅の控除適用者数は276人、平成29年中は250人であった。

(質疑終了)

(総務部退室)

16:20

16:21~

【企画管理部】

○特別定額給付金事業について（企画調整課）

(企画管理部入室)

企画管理部長 あいさつ
企画調整課長 説明

16:35

《質疑》

<福井委員>

4月27日現在の対象者に郵送しなければならないということで、全国一斉である

が、対応できる業者はいるのか。

<企画調整課長>

住民基本台帳を取り扱うことになるので、システムが構築できる事業者は限定される。ほぼ1社の状況で、住基については基幹業務支援システムを使っているので、開発業者にシステムを構築してもらって調整をしている。27日の住基情報を取り出すだけであればできるが、その住基情報の世帯主と世帯員を、申請書に印字して出さなければならないので、そのシステムを構築する必要がある。また、支給が終わった人に二重交付にならないよう、データ上の管理をしていくシステムと、銀行に支給先のデータを送るシステムを構築しなければならない。申請書が出来れば、封筒に入れて郵送するが、今、企業活動の停滞により、封筒の紙が調達できないということがある。20日か21日頃まで、封筒が納品されない。そこから、3万9,000件ほどを封筒に入れる作業期間を見て、25日発送というスケジュールを組んでいる。

<福井委員>

業者はやってくれるのか。

<企画調整課長>

専決とともに契約をしようと思っているが、打ち合わせの中では受けると言っている。封入封緘を委託したいところであるが、委託が難しいので、職員総力戦でやろうと考えている。

<木曾委員>

住民基本台帳から発送するということであるが、市内在住の外国籍の方に対しても発送されると聞いている。外国語表示でないと、申請書の書き方がわからないのではないか。そういうことに手間暇がかかると、他の事務に支障がくると思うが、わかりやすいシステムはないのか。

<企画調整課長>

住民基本台帳に登録されている8万8,091人の中に、外国人も入っている。日本語が理解できない人の数字はつかめていないが、外国人にも理解できるように考えなければならない。具体策を考えるとところまでは事務が進んでいないが、実施本部の第2次の兼務辞令を発令する職員の中に、文化国際課の職員を入れる予定である。全体の事務が遅れないよう、可能な範囲で配慮したい。

<木曾委員>

ここに書かれている体制の人数では、とても間に合わないのではないかと。国からの委託金には、その金額も含まれていると思うが、発送などにはどれくらいの人数が必要なのか。

<企画調整課長>

発送にかかる要員の経費は、正規職員の時間外勤務手当、会計年度任用職員の報酬も事務費の対象となっている。封入封緘を人件費とするか、委託に出すかであるが、委託に出すと遅れてしまうので、人件費に見込みを立て直して予算計上したいと思っている。実施本部に兼務辞令を発令したのは、とりあえず準備を進めるための人員である。次に、オンライン処理により週明けから支給事務が始まるので、その人員が必要になる。また、今週から企画調整課の職員が中心になり、直通電話を引く時間がなかったので交換を通じての内線電話であるが、2階で電話対応をしている。これについても会計年度任用職員が必要になってくる。総枠として精査していくが、会計年度任用職員は15人程度は必要だと思っている。後は、職員の時間外勤務がどれだけ発生するかを想定し割り振りしたい。明確な人数は、まだ出せていない。

<木曾委員>

市職員の勤務体制が、在宅勤務により1/2か1/3になっている。前に市長にもお願いしたが、新型コロナウイルスに対するいろいろな施策を打つためには、専門の機関を設けるべきではないか。福祉、教育、産業、医療の4部門くらいに分けて、その中で対応するようにしないとさばき切れないのではないか。児童手当もあるが、一括して掌握しているのか。

<企画調整課長>

新型コロナウイルスの関係で、さまざまな部署で新たな事務に対応している。事業規模では、特別定額給付金が一番大きいので、重点的に職員を配置する。実施本部の中で班を6つに分け、班長に課長級、副班長に副課長または係長級を充てている。実際に事務の流れの中で、発送までと発送後の事務量により、動員をかけて処理を進めていこうと考えている。児童手当を担当する子ども未来部の職員は、この実施本部の中には当て込まず、児童手当の事務に専念してもらおう。全体を見て、事務量の波を調整しながら進めていく。

<木曾委員>

漫然とやっていると、実施がどんどん遅れると思う。スケジュール通りに進めるためには、例えば1週間以内に60%達成するといった目標を持つことが大事ではないか。明日の生活に困窮されている人に対して支給するのだという意識があるかないかで変わってくると思う。我々は給料にも影響がないが、明日の生活ができない人がおられる状況の中で、政府が支給を決めたことなので、目標をしっかりと持ってやらないと上手くいかないのではないか。事務費がどれだけかかるかわからないが、スムーズにやるためには、この想定3倍くらいの人が必要ではないか。事業の目的を、どれだけ認識できているのか。

<企画管理部長>

体制については、現在10人に兼務辞令を発令しているが、連休明けにはプラス8人に兼務辞令を出す。封入に関しては、各部から1日30人は動員をかけなければならないと思っており、人海戦術で取り組む。目標については、まずは5月25日に申請書発送という目標を持っているが、この日が1日でも早くなるよう取り組む。振り込みに関しても、人員を多くし、1日も早く市民の手元に届くよう取り組む。

<木曾委員>

マイナンバーカードを持っている人がオンライン申請をされれば、かなりスムーズにはかどるのではないか。所持率は何%か。

<企画調整課長>

マイナンバーカードの所持率は14.6%、1万3,000人台である。その中で世帯主が何人かはつかめない。今日からオンライン申請ができるが、午後3時30分現在で81件の申請が出ている。

<木曾委員>

オンライン申請を推奨し、文書でのやり取りをできるだけ少なくすれば、スタートが上手くいくと思うので、よろしく願いしたい。

<石野委員>

申請期限は、郵送申請の申請受付開始日から3カ月以内ということであるが、3カ月以内に申請しなければならないのか。

<企画調整課長>

3カ月以内に申請しなければ権利がなくなってしまう。予定通り5月25日に発送した場合、翌26日を受付開始日として、ここから3カ月が申請できる期間である。

<石野委員>

郵送の場合、高齢者世帯は申請を出さない人がある。期限の前に再度のお知らせはするのか。

<企画調整課長>

世帯主が申請することになるが、世帯員が代理申請をすることができる。施設等入所者も、代理申請ができる。申請主義であり、出ていない人に対する再度のアナウンスは現時点では考えていない。状況により、必要であれば考えていく。郵送を見ていない人に、再度郵送しても同じことになるので、どのような手法で周知ができるかは課題であると思っている。

<石野委員>

普通郵便は、郵便受けに入れられるので見ない高齢者もあるが、簡易書留であれば、手渡しをすることができる。高齢者世帯は、郵送ではむしろかしいと思う。

<企画調整課長>

申請期限が迫っているということは、ホームページやキラリ☆亀岡おしらせで周知する。高齢者世帯に対しては、今後検討したい。

<木村委員>

マイナポータルは、込み合っているので時間がかかる。世帯主がマイナンバーカードを持っていれば、郵送する手間が省けるので、オンライン申請ができるようわかりやすい説明があればいいと思う。また、世帯主が申請するということが、世帯主の口座に振り込まれるのか。

<企画調整課長>

マイナポータルのサイトは、政府が運営するウェブサイトであるので、亀岡市でどうにもならない現状である。アクセスがいっぱい入れないことや、申請しても容量がいっぱいで再度してくださいということがあがあるが、24時間できるので、時間帯を見計らって手続きしていただきたい。また、各世帯事情があるとは思いますが、世帯主に給付することが原則である。例外として、DVで避難されている人には、届け出により世帯と分離して支給する。国が取りまとめて、住民票のある市町村にその情報を出すことになっている。それ以外の個々の家庭の事情を考慮し始めると、郵送ができなくなるので、国が定めたやり方でさせていただきたい。

<木村委員>

問い合わせ先の電話番号は、市の代表番号になっているが、連休中、職員は対応しないのか。

<企画調整課長>

電話の問い合わせ窓口を設け、連休中も職員は出勤する。問い合わせがあれば、総務省のコールセンターや、マイナポータルの関係であれば政府が運営するウェブサイトの問い合わせセンターを案内している。ただ、国のコールセンターは、土曜日、日曜日、祝日は開かないことになっているので、連休中に問い合わせをいただいても、亀岡市の給付金事業に対する問い合わせには対応できるが、サイトに関する問い合わせには対応できないのが現状である。

<山本委員長>

マイナンバーカードを持っていれば、マイナポータルでオンライン申請ができると思っていたが、パソコンの場合は、カードリーダーがないとできない。スマホであれば申請できるのか。

<企画調整課長>

パソコンでは、カードリーダーでマイナンバーカードを読み込む必要がある。確定

申告で電子申告をしている人はカードリーダーを持っておられるが、それ以外は利用することがあまりないので、パソコンはあってもカードリーダーはないということだと思う。国も、スマホで対応できる機種を増やしたので、スマホで申請していただきたい。市役所にも、マイナポータルに対応できるパソコンがあるが、新型コロナウイルス蔓延防止の観点からは、市役所に来てくださいと言えず、自宅で申請していただくことが基本である。使い方がわからない人に対応したいが、条件が厳しく、市民対応にジレンマを感じながら事務を進めているのが現状である。

<山本委員長>

市ホームページに特別定額給付金事業について掲載されているが、昨日の時点では総務省へのリンクが貼られているだけであった。高齢者の中には、顔写真のついた本人確認書類を持っていない人があり、顔写真がなければ2点必要な場合が通常であるが、国のリンク先を見ると、1点でいいと書かれていたがどうか。

<企画調整課長>

国からのQ&Aも、まだ完全なものが来ていないため、申請書送付時の案内には、明確にお知らせしていきたい。日々、新たな情報が入ってくるので、ホームページを更新し周知を図っていきたい。

<木曾委員>

申請書を発送すれば、問い合わせが殺到すると思う。フリーダイヤルか専用ダイヤルを設けて対応すべきではないか。対象者は8万8,090人以上である。2,000件くらい問い合わせが集中すれば、電話がつながらないだろう。高齢者であれば、詳しく聞かれるので1件当たりの対応時間が長くなり、余計に電話が混んでしまう。来てもらえないなら、高齢者は電話しかない。容量を増やすことはできないのか。

<企画管理部長>

まずは郵送申請書類の発送に主眼を置いている。発送後、電話問い合わせが殺到することが想定される。今後、人員の増加も含めて、電話体制の増加については、庁舎を管理する総務課と調整し、可能な限り増やしていきたい。

<松山副委員長>

給付金の申請及び給付方法で、やむを得ない場合に限り窓口での給付を認めるとあるが、どのような場合がやむを得ないと想定されるのか。

<企画調整課長>

国からは、口座を持っていない人、事情があり口座を開設できない人は現金給付になると示されている。口座を持っている人は、口座振り込みとなる。いろいろな手法の選択を可能にすると、支給事務が遅れてしまうので、原則を基本に事務を進めていきたい。

(質疑終了)

(企画管理部退室)

17:15

<山本委員長>

行政報告は終わったが、教育部より学校休校の件で報告があるということなので入室いただく。

17:16～

【教育部】

○ 学校休校に伴う報告（学校教育課）

（教育部入室）

<教育部長>

3月議会の予算特別委員会で指摘いただいた小学校の京都スタジアム・大河ドラマ館見学について、担当課長から説明させていただくのでよろしく願います。

<学校教育課長>

京都スタジアム・大河ドラマ館等見学に係るバス運行経費で、3月議会の予算特別委員会でも附帯決議をいただいた案件について、新型コロナウイルスの関係で5月31日まで休校期間を延長することになり、事業実施が厳しくなってきたため、今回、やむを得ず中止とすることを報告させていただく。学校教育については、修学旅行等も含めてできるかどうかという状況の中で、この事業については中止と判断した。325万4千円の予算については、財政当局と調整し、適切な時期に減額するなど対応していく。

17:20

《質疑》

<木曾委員>

4月に校区変更した学校も休校になっている。休校期間が長くなってきたので、上手くいくか心配しているがどうか。

<教育部長>

4月に校区を見直し、入学式、始業式、4月10日に休校にあたる準備の関係で登校した。教育委員会としては、学校と連携し、9日、10日については、早朝の通学時間帯に通学路の安全指導を兼ねて状況確認を行った。それ以降、登校日も実施できていない。今後、学校と連携をとり、子どもたちがスムーズに学校生活に馴染めるように対応策を考えたい。長期間休校になっているので、その対応も含めてしっかりと学校と連携をとりたい。

<木曾委員>

大きな事故ではなかったが、子どもと車の接触事故があった。校区が変わってすぐに事故があり、また期間が開いたので怖いと思っている。安全対策については、学校と連携し、慎重かつ慎重にお願いしたい。

<教育部長>

学校が再開し、通学が始まる際には、学校と連携をとり安全対策に取り組んでいく。
（質疑終了）

（教育部退室）

17:22

7 その他

○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る提言書について

<山本委員長>

新型コロナウイルス感染症対策に係る提言書案を作成したので、見ておいていただき、11日に意見を聞きたい。前回の委員会では、提言書第1弾ということで、市

長質疑に上げた項目を抽出して、事業実施しないものを新型コロナウイルス感染症対策に使うよう提言することとしていたが、今、教育部から中止するという報告があった。市長質疑の他の事業も入れていくかどうかも含めて、11日に意見をいただきたい。

<木曾委員>

提言であるので、気が付いたことがあればLINEでお互いに情報交換すれば、11日にさらに深い議論になるのではないか。

<福井委員>

京都スタジアム・大河ドラマ館見学事業は中止するとの報告があったが、附帯決議も付けたことであり、提言書はこのままでいいと思う。

<山本委員長>

次回は5月11日（月）、午前10時から総務文教常任委員会を開催するのでよろしくをお願いします。

散会 ～17:25